京都市
CITY OF KYOTO

＜報道発表資料＞

令和８年１１月１２日
京 都 市 監 査 事 務 局

市民生活応援デジタル地域ポイント給付事業に関する公金の支出等に係る住民監査請求（第２次）の監査結果の公表

地方自治法第２４２条第５項の規定により、京都市監査委員が実施した監査の結果について、お知らせします。

１　概要

⑴　請　求　日　令和８年９月１４日（月）

⑵　請求人の数　１人

⑶　請 求 内 容

「市民生活応援デジタル地域ポイント給付事業」（以下「本件事業」という。）における、市民がポイント等の給付を申請するに当たり、マイナンバーカードによる本人確認を必須とする取扱い（以下「本件取扱い」という。）について、以下の問題があることから、本件事業に係る財務会計上の行為も違法又は不当である可能性があるとして、監査を実施するよう求めるもの

①　本件取扱いは、本件事業の財源となっている物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「国交付金」という。）の交付申請に当たって京都市が国に提出した本件事業の実施計画の内容と相違し、国交付金制度に反するものである可能性があること。

②　本件取扱いは、マイナンバーカードを保有していない住民を給付対象から実質的に除外するものであり、その法的根拠、必要性及び合理性を確認する必要がある（憲法第 14 条第１項が禁止する差別的な取扱いに当たるおそれがある）こと。

２　監査委員の判断

棄却

３　棄却理由の要旨

⑴　本件事業の内容が国交付金制度に反するかについて

国交付金の交付対象事業については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生に資する事業であることが要件とさ

れるところ、国は、生活者、事業者への支援の効果が直接的に及ぶ事業である限りは、特定の事業者等に対する支援に国交付金を使用することも認めているほか、具体的な事業内容についても、地域の実情に応じて、各市区町村において判断することが可能であるとしていることから、支援対象、方法、支給額等といった事業の具体的内容については、地方公共団体の裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

そして、本件事業は、市民に対して 5,000 円相当のデジタル地域ポイント等を給付し、その利用先を市内の店舗に限定するものであり、その目的及び事業内容は、上記の国交付金の交付対象事業として掲げられた要件にも合致するものであるといえる。

請求人は、本件取扱いが、国の承認を得たものではない可能性を主張しているが、上記のとおり、国交付金の交付対象事業の具体的な内容については、地方公共団体の裁量に委ねられているものと解されるから、たとえ国交付金の交付決定時に、本件取扱いについて国が把握していなかったとしても、そのことをもって、本件事業が国交付金制度に反することとなるものではない。

また、国は、国交付金の交付対象事業の具体例として、「地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組」と示しており、その内容から、本件事業のようなマイナンバーカードを通じたポイントの給付事業について国も一定想定していることがうかがえることからも、本件取扱いが国交付金制度に反するとされるような事情があるとは認められない。

したがって、本件事業における本件取扱いが国交付金制度に反するとは認められない。

なお、本件事業の実施計画における「事業の対象」の欄には、特段本件取扱いに関する記載は認められないが、本件事業におけるマイナンバーカードの保有は、あくまで給付手続における本人確認の観点から要請されるものであること等からすれば、実施計画の記載内容として妥当性を欠くものとは認められない。また、この点を措いて、仮に本件取扱いの内容が実施計画に記載されていないことが妥当性を欠くものであると解したとしても、上記のとおり本件取扱いの内容自体については、国交付金制度に反するとされるような事情が認められないのであるから、あくまでその内容は国交付金の申請手続上の不備の問題にとどまり、それによって、本件事業に対する国交付金の交付決定が覆されるような、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとまでは認められない。

⑵　憲法第 14 条第 1 項に違反するかについて

憲法第 14 条第 1 項は、法の下の平等を定めており、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨であると解される（最高裁判所昭和 39 年 5 月 27 日大法廷判決参照）。

本件事業は京都市が任意に実施する給付事業であり、給付対象とされない者の法的権利が制約される性質のものではないことや、国も具体的な事業内容について、地域

の実情に応じて、各市区町村において判断することが可能であるとしていることを踏まえると、本件事業の制度設計に当たっては、京都市長に広範な裁量が認められているものというべきである。

したがって、本件取扱いが憲法第 14 条第 1 項に違反するかに関しては、当該広範な裁量を前提としたうえで、本件取扱いの目的に合理的な根拠があり、かつ、当該目的と本件取扱いとの間に合理的関連性が認められるような場合には、憲法第 14 条第 1 項に違反しないものと解するのが相当である。

本件取扱いの目的は、膨大な申請・給付件数が見込まれる中で、迅速に対象者へ給付することに加え、不正受給や重複給付などの問題を防止しつつも事務負担の軽減及びそれに伴う事務費の削減を図る目的でなされたものであると解されるところ、本件事業において、京都市民全員に給付等の支援をすることを完全に達成しようとすれば、必然的に膨大な事務作業が生ずることとなり、それに掛かる経費も膨大なものとなることから、制度設計に当たり、事務負担の軽減を図ることは当然に許容されるべきであり、その目的には、合理的な根拠があるものと認められる。

また、本件事業では、公的個人認証という、マイナンバーカード上の IC チップに搭載された電子証明書を利用してオンラインで利用者本人の認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を公的に行う認証サービスを利用した本人確認方法が採用されているところ、当該本人確認方法は、不正受給や重複給付などの問題を防止する観点からも有用であり、さらに、これらの問題を防止するための一連の作業が「京都市公式アプリ」上で自動的に行われることにより、事務負担の軽減やそれに伴う事務費の削減が図られていることから、本件事業の目的の達成に資するものであるといえる。そして、上記本人確認方法の中心的役割を担う公的個人認証に当たっては、マイナンバーカードの保有が必要不可欠となることから、上記目的と本人確認に当たりマイナンバーカードの保有を必須とする本件取扱いとの間には合理的関連性があるといえる。

もっとも、本人確認方法が公的個人認証による方法のみに限定されていることによって、マイナンバーカードを保有していない市民は、ポイント等の給付を受けることができなくなるが、例外的にマイナンバーカード以外の方法による本人確認を認めた場合、当該例外的な取扱いを用意することはもちろん、重複給付を防止するための対策を新たに講じざるを得ないことになり、本件取扱い以上に事務負担が増大し、それに伴い事務費も増大することは容易に予想されるところである。また、マイナンバーカードは、日本国内に住民票を有する者であれば、無料で取得することが可能であり、取得について特段支障が生じているような事情もうかがえないところであるから、マイナンバーカードによる本人確認以外の方法を認めていないことについても、目的との関連において不合理なものではないというべきである。

以上から、本件事業における本件取扱いについては、憲法第 14 条第 1 項が禁止する差別的な取扱いには当たらないというべきである。

⑶　結論

以上のとおり、本件事業における本件取扱いは、国交付金制度に反するものではなく、憲法第 14 条第 1 項が禁止する差別的取扱いにも当たらない。したがって、本件事業の実施に係る公金の支出その他の財務会計上の行為についても、違法又は不当であるとはいえず、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

4　監査結果通知・公表

令和８年１１月１２日（木）

詳細は、京都市情報館ホームページ（市政情報－監査－監査等の実施状況－住民監査請求監査）に、監査結果公表文（ＰＤＦ形式）を掲載しています。

https://www.city.kyoto.lg.jp/kansa/page/0000145307.html

＜お問合せ先＞

京都市監査事務局

電話：０７５－７０８－２７３２